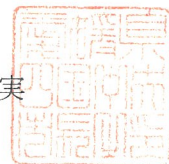


四国中央市みらい創造支援業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市みらい創造支援業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 5 日

四国中央市長 篠原 実



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市みらい創造支援業務

(2) 業務の内容

本業務は、シティプロモーション戦略を推進し、市民及び職員のシビックプライドの醸成を図ることでUターン人口等の増加を促すとともに、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進し、市民サービスの向上及び行政の事務の効率化を図ることにより、市民の満足度向上、採用職員の獲得等につなげることで、持続可能なまちを実現することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 27 日まで

(4) 提案上限額

ア シティプロモーション関係業務に係る経費

14,048,100 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ DX関係業務に係る経費

14,143,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和 3・4 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の前日までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入

札参加資格停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役員若しくは使用人を有する団体又はこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仕様書等の内容を熟読し、業務内容等を十分理解した上で本企画提案に参加すること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市役所政策部政策推進課みらい創造室

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電 話 番 号 0896-28-6005

F A X 番 号 0896-28-6057

電子メールアドレス seisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の交付期間、場所及び方法

公告の日から令和 4 年 9 月 9 日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和 4 年 9 月 15 日（木）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第 1 次審査の結果を通知した日の翌日から令和 4 年 9 月 27 日（火）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市みらい創造支援業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係

る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案実施要領による。